

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

LAN設備の耐用年数を廃止

Q : 耐用年数の取扱通達の改正で、LAN設備の耐用年数の取扱いが廃止されたと聞きましたが、本当でしょうか。

A : LAN設備の耐用年数を6年とする取扱いが廃止されましたので、今後はLANを構成する個々の資産ごとに償却を行うこととなります。

【解説】

このほど改正された耐用年数の適用に関する取扱い通達では、LAN設備の耐用年数を6年とする取扱いが廃止されました。

廃止された背景には、パソコンの耐用年数が6年から4年または5年へと短縮されたことに加え、LANの構築方法や導入形態、利用状況等が様々であること、パソコンやプリンターなどの追加、交換が頻繁に行われるようになったことなどから、LAN設備の標準的な構成資産によるモデル計算をベースに加重平均によって一律の耐用年数を設定することは実態的でない判断されたようです。

今後は、LAN設備を構成する個々の減価償却資産ごとに償却費の計算を行うこととなります。

ただし、平成13年3月31日までに取得して6年で償却していたLAN設備について、平成13年4月1日以後の事業年度で引き続き一の資産として耐用年数6年による償却を行うことは認められます。

